

# 特別養護老人ホーム スプリングテラス明舞 利用料金

R8.6月現在

【基本料金】 1ヶ月の支払い金額は利用料と、居住費、食費の合計金額を目安にしてください。

《利用料 1日あたりの1割負担金》

要介護度 1	935 円/日
要介護度 2	1,020 円/日
要介護度 3	1,111 円/日
要介護度 4	1,196 円/日
要介護度 5	1,279 円/日



《1ヵ月31日》

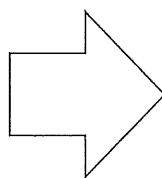
要介護1	28,200 円/月	《2割負担金》	56,399 円/月	《3割負担金》	84,598 円/月
要介護2	30,741 円/月		61,481 円/月		92,221 円/月
要介護3	33,462 円/月		66,924 円/月		100,386 円/月
要介護4	36,040 円/月		72,079 円/月		108,119 円/月
要介護5	38,544 円/月		77,087 円/月		115,630 円/月

※料金の詳細については、裏面に記載しております。

※介護保険負担割合証により負担割合が変わります

《居住費・食費 1日あたりの負担金》

	居 住 費	食 費
第1段階利用者	880 円/日	300 円/日
第2段階利用者	880 円/日	390 円/日
第3段階①利用者	1,370 円/日	650 円/日
第3段階②利用者	1,370 円/日	1,360 円/日
第4段階利用者	3,060 円/日	1,553 円/日



《1ヵ月31日計算の合計金額》

居住費+食費	
第1段階利用者	36,580 円/月
第2段階利用者	39,370 円/月
第3段階①利用者	62,620 円/月
第3段階②利用者	84,630 円/月
第4段階利用者	143,003 円/月

※居住費・食費について第1～3段階の区分適用には、介護保険負担額限度額認定証の提示が必要です。

市区町村に申請して認定を受けた方で、第1～第3段階に該当する方は、当施設の居住費・食費について減免制度を受けることができます。

## 【その他費用】

・医療費 ・薬代 ・歯科往診費用 ・理美容費

(利用料と一緒に請求致します)

## 【入院・外泊について】

外泊・入院時の翌日から6日間は、外泊時費用加算として別途費用がかかります。

また居住費は外泊・入院の日数分かかります。

## 【支払い方法】

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。指定の預金口座での自動振替又は指定口座振り込みの方法でお支払いください。なお指定口座振り込みの手数料はご契約者でご負担願います。

## 利用料金の詳細について（特別養護老人ホーム）

・介護福祉施設サービス費と加算項目を足した金額が利用料金となります。

### 《介護福祉施設サービス費》

介護度	1日あたりの料金
要介護度 1	688 円 ( 670 単位)
要介護度 2	760 円 ( 740 単位)
要介護度 3	837 円 ( 815 単位)
要介護度 4	910 円 ( 886 単位)
要介護度 5	981 円 ( 955 単位)

### 《高額介護サービス費》

負担段階		1ヶ月の上限額
生活保護を受給している方等		15,000円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等		15,000円
上記以外の世帯の全員が市町村民税非課税世帯		24,600円
市町村民 税課税	課税所得380万円(年収770万円)未満	44,400円
	課税所得380万円(年収770万円)未満～ 課税所得690万円(年収1,160万円)未満	93,000円
	課税所得690万円(年収1,160万円)以上	140,100円

1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が上限額を超えた時、その超えた額を高額介護サービス費として払い戻します。

### 《加算項目》

加算名	料金	内容
看護体制加算Ⅰ2	5 円/日 ( 4 単位)	常勤の正看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ2	9 円/日 ( 8 単位)	特別養護老人ホームの看護職員の数が基準より上回っている場合
個別機能訓練加算Ⅰ	13 円/日 ( 12 単位)	常勤の機能訓練指導員を配置して、計画的に機能訓練を行っている場合
夜勤職員配置加算Ⅱ2	19 円/日 ( 18 単位)	夜勤を行う職員が、最低基準よりも上回っている場合
日常生活継続支援加算2	48 円/日 ( 46 単位)	新規入所者の内、要介護4～5の占める割合が70%以上の場合かつ介護福祉士の資格を持つ職員が14名以上の場合
栄養マネジメント強化加算	12 円/日 ( 11 単位)	入所者ごとに継続的に栄養管理を実施している、情報を厚労省に提出している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	41 円/月 ( 40 単位)	計画、実行、評価、改善のサイクルを実施し、質の高いサービスを提供するよう努め、情報を厚労省に提出している場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円/月 ( 10 単位)	利用者の安全、介護の質の確保、職員の負担軽減を検討する委員会や安全対策を実施しガイドラインに基づいた改善活動を行っている場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	6 円/月 ( 5 単位)	医療機関から3年に1回以上の感染制御等に係る実地指導を受けている場合
協力医療機関連携加算1	52 円/月 ( 50 単位)	入所者等が急変した場合等に、相談対応を行う体制が常時確保している場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数に 17.6%をかけた単位数	介護職員の人材確保、賃金の改善等を実施している場合

※下記以降は該当者のみ

加算名	料金	内容	
初期加算	31 円/日 ( 30 単位)	施設での生活に慣れるために様々な支援が必要なことから、入所日から30日間を算定 30日を超える入院後もしくは外泊後に再入所した場合	
療養食加算	7 円/食 ( 6 単位)	病状に応じた療養食を提供した場合	
外泊時費用加算	253 円/日 ( 246 単位)	入院及び外泊日の翌日から6日間	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円/日 ( 3 単位)	褥瘡ケア計画に基づいた褥瘡管理を提供した場合	
看取り加算	1315 円/日 ( 1280 単位)	回復の見込みがないと診断した入所者について、看取り介護を行った場合	亡くなられた日の当日
	699 円/日 ( 680 単位)		亡くなられた日の前日・前々日
	148 円/日 ( 144 単位)		亡くなられた日以前4日～30日
	74 円/日 ( 72 単位)		亡くなられた日以前31日～45日
安全対策体制加算	21 円/日 ( 20 単位)	安全対策を実施する体制が整備されている ※入所日のみ算定	
特別通院送迎加算	610 円/月 ( 594 単位)	透析を要する入所者に対して1月に1.2回以上の通院の送迎を行った場合	
精神科を担当する医師に係る加算	6 円/月 ( 5 単位)	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合	
退所時情報提供加算	257 円/ ( 250 単位)	医療機関に入院する場合に利用者の情報を提供した場合	